# オープンイノベーションの 現代的目的と方法論に関する私見

2019.11.25

弁護士法人内田・鮫島法律事務所 代表パートナー弁護士・鮫島正洋

## 鮫島正洋 (さめじままさひろ)

弁護士法人内田・鮫島法律事務所 代表弁護士 技術系企業を中心顧客とした法律事務所/「技術法務をもって日本の競争力に貢献する」

1985年 東京工業大学金属工学科 → (株)フジクラ 電線材料研究

1992年 日本IBM 知的財産部 (弁理士登録)

1999年 弁護士登録

2004年:地域中小企業知的財産戦略啓発プロジェクト 主査(委員長)

↓ 2012年 知財功労賞(経済産業大臣表彰)受賞

2018年: J-Startup (METI) 公式サポーター・推薦委員

テックプランター(リバネス)経営支援パートナー

中小企業経営力強化支援法の経営革新等支援機関

#### 【委員会活動】

経営デザインシート(知財ビジネス価値評価)タスクフォース委員

知財金融委員会

知財プロデューサ等選定派遣委員会(委員長)

OI支援人材育成・契約ガイドライン委員会(座長)

←本日のご縁をいただいた委員会活動

#### 【著書】

「技術法務のススメ」(日本加除出版・2014)

中小企業を念頭に置き、知財と法務の融合を論じた書

「知財戦略のススメ」 (日経BP・2016)

ビジネスマン(中小企業経営者含む)のための知財戦略読本

13年間の会社員生活を経て弁護士登録

「下町ロケット」神谷弁護士のモデルに

オープンイノベーション・テックベン チャー系支援に注力

2

## オープンイノベーションとは何か? イノベーションの創出主体と事業化主体が分離すること

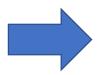


- ●自前主義
- イノベーション創出主体 = 事業化主体
- ●オープンイノベーション
- イノベーション創出主体業事業化主体

第1次:自前主義脱却

他社のイノベーションを積極的に取り入れる。

第2次:イノベーションの流れのベクトル化



オープンイノベーションの形式的ゴール

- ●事業スピードを上げる
- ●Winwin関係の構築



オープンイノベーションの本質的ゴール

●大企業の意識風土改革

(アントレプレーシップの回復)

日本の本 質的課題 オープンイノベーション交渉の問題点

【大企業側】

社会実験のさなか

ベンチャー企業に対して強い要望(独 占要求など)をしてくる企業Aと、 <u>ベンチャーファーストのスタンスで交</u> 渉に臨む企業Bと、

どちらが長期的には競争力を持つのか。

(課題)事業スピードを速めるための手法⇔決断遅し WinWinのはずなのに⇔元請け・下請時代の癖抜けず

- 大企業がベンチャー企業に対して「独占」を要求することの妥当性
- ② 事業化が成功した場合に大企業が得る利益についてプロフィットシェアをすべきか。
- ③ つまみ食い行為の問題点 (NDA下で情報を交換するも、数ヶ月後に撤退する行為)
- ④ 管理部門による勝手な条件変更行為 (現場で合意したタームシートの覆し行為)

【中小企業側】 譲る中小企業久しからず

- 知財・情報管理がしっかりしていなければならない。
- |ベンチャー品質| (6)

何らかの事情で大企業の強い要望を 受け入れてしまうベンチャー企業Xと、 そのような要望を受け入れずに交渉 決裂を選択するベンチャー企業Yと、

どちらが生き残るのか。

昔の勢いがなく なってきた村が復 興するモード

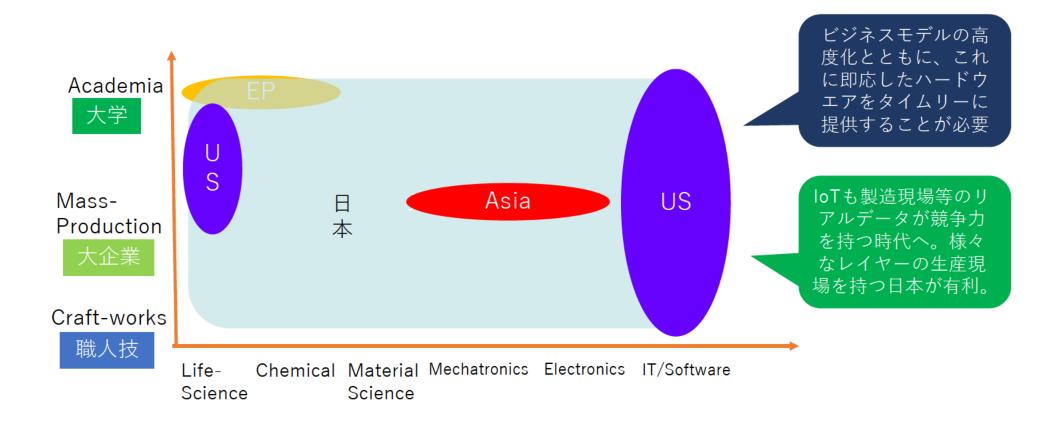
# 「村おこし」時代の日本のあり方

~日本はどう戦っていくべきか?

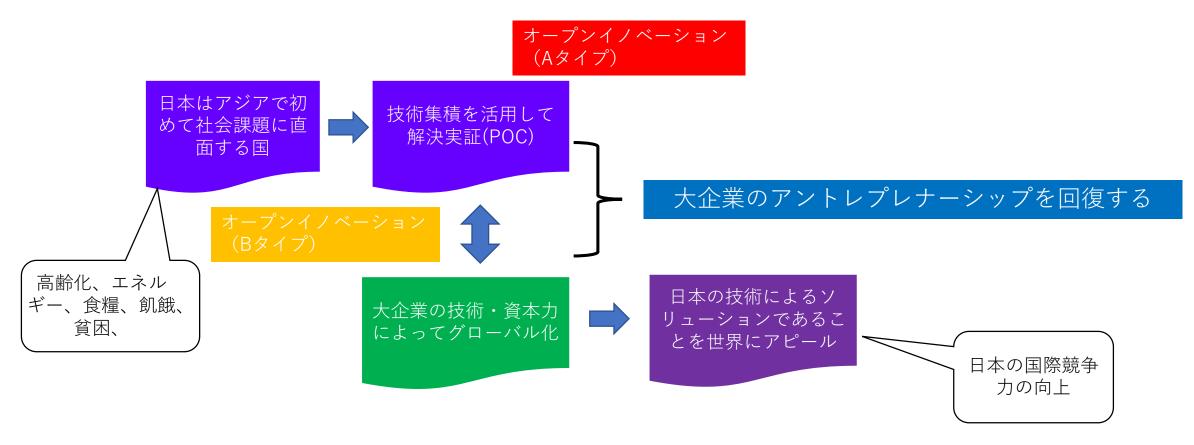
自分の村の競争力 (特産品)を再認識 する(掘り起こす)

## 【日本の技術的ポテンシャル】 日本には世界に冠たる技術集積(ポートフォリオ)が存在

(金メダルは取れないかもしれないが、決勝までは残れる技術の集積)



日本の技術的ポテンシャルを活用すれば、ありとあらゆる社会 課題を日本チームが解決可能



### 【現状の課題】

- ・中小・ベンチャー企業にはBタイプのOIを進める人材もいない。
- ・そのときのベストプラクティスも規定されていない。

## これを解決するためのOIに関する契約ガイドライン委員会 (人材育成とベストプラクティス規定)

| 委員会の主な論点 |                   | 方針   |
|----------|-------------------|--|
| ガイドライン   | あるべきOIの普及啓発       | <ul><li>研究開発型ベンチャーと大企業間のチームアップのあるべき姿を解説</li><li>想定読者にはベンチャーのみならず、大企業の知財・法務部員も想定</li></ul>                                      |
|          | 掲載する事例            | <ul> <li>オープンイノベーションを阻害するレッドカード条文事例を掲載</li> <li>契約以外に起因する問題事例はコラム化を検討</li> </ul>   |
| 契約書ひな形   | 契約書の類型            | • 秘密保持契約、PoC(技術検証を含む)、共同研究/開発、ライセンスの4種類で作成   |
|          | PoC(技術検証等)<br>契約  | <ul><li>とにかくスピーディに締結できるライトな契約を目指す</li><li>革新的な技術が迅速・適切に社会実装されることを目指す(例: PoC契約の成果物は「報告書」、PoCの結果が有意な場合は、共同開発契約の締結義務など)</li></ul> |
|          | 共同研究・開発契約、ライセンス契約 | <ul><li>各々3事業分野(仮案: AI、ロボティクス、素材)で作成を進める</li><li>共同研究等の成果物(知財帰属)は複数の選択肢を示すことで公正な利益配分を目指す</li></ul>                             |

未来投資戦略2017より抜粋

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2017\_point\_t.pdf

●「知恵」が価値を生み、多様な「個」がいかされる社会が到来する中、 あらゆる 世代の意欲ある人々が技術革新を味方につけ、眠っている様々な 知恵・情報・技 術・人材を「つなげ」、イノベーションと社会課題の解決 をもたらす仕組みを世界に先駆けて構築できれば、経済活動の最適化・高 付加価値化と活力ある経済社 会を実現できる。

## ご清聴ありがとうございました。

技術法務で日本の競争力を実現する - 弁護士法人内田・鮫島法律事務所 samejima@uslf.jp / 03-5561-8550